

第3 各主体の役割

本計画を実効性のあるものとし、計画がめざす5つの将来像を実現するためには、県民・事業者・団体・行政がそれぞれの立場に応じた役割を十分に理解し、主体性をもって積極的に環境への負荷の低減に取り組むことが重要です。さらに、相乗的によりよい効果をあげるためには、県民・事業者・団体・行政あるいは個々の活動が連携し合うことが大切です。

そこで、県・市町村・県民・団体・事業者の「各主体の役割」を明らかにするとともに、5つの将来像ごとに県民・事業者に期待する取組みを「環境配慮のための行動指針」として示します。

なお、行動指針では県民・事業者ごとに行動を示していますが、消費者や事業者としての側面をもつ団体や行政が配慮すべき行動でもあります。

各主体の役割

■ 行政の役割

- ・ 県および市町村は、環境問題の性質に応じて、条例や指針、計画等を策定し、環境保全施策や各主体の責務・役割を明らかにします。
- ・ 県および市町村は、基本計画に掲げる各種施策を効果的に実施するため、連携・協力を図ります。
- ・ 県および市町村は、県民・事業者・団体とのパートナーシップを形成しながら、資源の循環、エネルギーの有効利用等による環境負荷の低減、自然とのふれあいの推進など、独自の環境保全施策を自主的・積極的に推進します。
- ・ 県および市町村は、事業の立案および実施に当たり、環境の保全に十分配慮するとともに、住民意見の反映に努めながら事業を進めます。
- ・ 県および市町村は、消費者・事業者としての立場から、省資源・省エネルギー、環境調和型製品の購入、廃棄物発生量の抑制など、環境に配慮した取組みを率先して実行します。
- ・ 県および市町村は、環境に関する情報を集積し、住民への提供を積極的に進めます。
- ・ 県は、市町村が行う環境保全施策の総合調整を行います。
- ・ 県は、県内の取組みだけでは解決が困難な課題に対処するため、国や他の都道府県等と連携・協力し、効果的な環境保全施策を推進します。
- ・ 市町村は、区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する基本的な計画を策定します。

■ 県民の役割

- ・大量消費・大量廃棄型の生活様式が及ぼす環境への負荷の大きさを認識し、その改善に積極的に取り組みます。
- ・環境美化活動やリサイクル活動、緑化活動など、地域の環境保全活動に積極的に参加します。
- ・環境と関わりの深いエネルギーの利用について考えながら、省エネルギーの実践や新エネルギーの利用など、地域からの地球温暖化対策に取り組みます。
- ・国、県、市町村が実施する環境保全施策に協力します。

■ 団体の役割

- ・環境美化活動やリサイクル活動、緑化活動など、地域の環境保全活動に取り組みます。
- ・人間と環境との関わりについて県民の理解を深めるため、環境教育・環境学習の活動に取り組みます。
- ・県民・事業者・行政の取組みが促進されるよう、専門的な知識や技術を活かしながら、提言や調査研究、普及啓発活動を行います。
- ・行政や事業者、他の民間団体と協力・連携して、環境保全活動の輪を広げ、県民の自発的・積極的な行動を促進します。

■ 事業者の役割

- ・環境管理に係る組織を設置し、環境配慮に関する基本方針や行動指針の策定、ISO14000 シリーズなどの環境マネジメントシステムの導入に努めます。
- ・事業活動による環境への影響を低減するため、環境負荷を低減するための施設の整備や維持管理の徹底、生産工程の見直し等に取り組みます。
- ・太陽光や風力等の新エネルギーの利用やエネルギーの効率的利用に努めます。
- ・事業活動により生じる廃棄物について、減量化やリサイクルを推進するとともに、排出者としての責任を認識し、適正に処理します。
- ・製品の開発に当たって、原料の採取から製造、輸送、使用、廃棄などの各段階における環境負荷が低減されるよう、ライフサイクルアセスメントの導入に努めます。
- ・自然環境への影響をできるだけ抑制・軽減するなど、自然環境の適正な保全に努めます。
- ・施設周辺の緑化や環境美化活動など、地域の環境保全活動に取り組みます。
- ・国、県、市町村が実施する環境保全施策に協力します。